

平成19年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成20年2月13日（水）

午前10時～午後0時10分

場所：宮城県行政庁舎 第一会議室

事務局

おはようございます。雪による渋滞のため、3名の方から遅れる旨の連絡がありましたが、時間になりましたので、只今から平成19年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催します。本日、西出委員と加藤委員が御都合により欠席ですが、委員総数12名の半数以上の出席をいただいていますので、本委員会は成立しますことを御報告いたします。

開会に当たりまして三部宮城県環境生活部長から御挨拶申し上げます。

三部環境生活部長

おはようございます。雪が降り不便な中、お集まりいただきありがとうございます。

開会に当たりまして御挨拶申し上げます。

昨年12月の委員改選に当たり、再任をお願いしました委員は5名、新たをお願いしました委員は公募による2名の委員を含め7名の総勢12名の方となっておりますが、皆様方には本委員会の委員への御就任を快くお引き受けくださり、厚く御礼申し上げます。

この委員会は、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」に基づいて設置しているものであります。NPO活動の促進に関する基本計画の策定や促進のための施策など、宮城県のNPO活動の基本的な事項について調査・審議し、御意見をいただく場となっておりますので、忌憚のない御意見を今日の委員会を含めまして、以降よろしく申し上げます。

さて、社会・経済情勢はますます複雑多様化していく中で、市民のニーズや地域のニーズが変化し、従来の行政や企業を中心としたこれまでの社会の制度や仕組みだけでは、なかなか対応が難しくなっています。そういう意味でもNPOの役割は県内でも大きくなってきています。

平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されてから、10年目を迎えますが、昨年12月で本県のNPO法人の認証数は500件を超えました。解散、所轄庁替えはありますが、約480の法人が県内各地域、各分野で活動しております。多くは福祉関係、まちづくり、或いは環境関係などが様々な地域のニーズやNPOの発案で活動しているところです。県・市町村に対する政策提言をしていただいている面もあります。行政では行き届かない、市場メカニズムでは動かない分野でも大いに活躍していただいていると思っています。

県では昨年3月に「宮城の将来ビジョン」を策定しました。キャッチフレーズは「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」です。村井知事の県政の基本方針として10か年の目標を掲げました。このビジョンの中に10数か所NPOの文字が出てきています。県は産業・生活や様々な場面で、NPOの役割を重要視し期待しています。

委員の皆様の任期中には、NPO活動の促進に関する基本計画の見直しを来年度から本格化したいと考えていますので、これまでの

歩みを踏まえまして御忌憚のない意見を賜りたいと考えています。本日はよろしくお願ひします。

事務局

本日は、改選後初めての委員会ですので、委員の皆様から一言づつ自己紹介をお願いいたします。山田委員から順番にお願いいたします。

山田委員

宮城大学の山田です。事業構想学部に所属し地域計画をやっております。10数年前からこのNPOに関わるようになりまして、大学ではコミュニティ事業、いわゆるNPOに関わることもやっております。よろしくお願ひします。

小澤委員

みやぎ生協の福祉・文化事業部の部長をしております。これまで委員会に参加させていただきながら、いろいろな活動に何かできることがあるかということで、御意見をいただいたり、可能な限り発言をさせていただいています。これからもよろしくお願ひします。

成田委員

公認会計士をしております成田です。公認会計士の仕事は18年近くになります。主に上場企業の監査がメインでしたが、独立した関係で中小企業や公開業務を目指している企業の支援をしています。その一方で東北大学会計大学院で会計を教えています。若者の熱意とNPOの熱意は非常に似ているところがあります。NPOの力になればと思い活動しています。NPOに関しては大久保さんが代表を務めている杜の伝言板ゆるるの関係でNPOの会計講座を2年前はほぼ毎月のペースで、昨今は3か月に1回のペースで続けていまして、皆さんの熱意と悩みに触れる機会をいただいたことを貴重に思っております。

よろしくお願ひします。

大久保委員

特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるの大久保です。現在、みやぎNPOプラザの指定管理者として当団体は運営を担っております。NPOに関係することは、仙台市が市民活動の支援のために立ち上げた委員会の委員から始まりまして、これまで10年くらいNPOに関わって活動しています。今後、宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しが始まることから、10年を振りかえって、次はどのようなステップになっていくのか、きちんと見届けながら、参加していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

森山委員

キャプネットみやぎの電話相談員、仙台市青少年指導員をしております森山です。市民活動では若林区演劇研究会の事務局、10年くらい前になりますが仙台市女性手帳作成委員も務めたことがあります。よろしくお願ひします。

小林委員

特定非営利活動法人MIYAGIこどもネットワーク代表の小林です。NPOは子ども劇場が20年以上の活動になります。その間、みやぎNPOプラザの基本構想などにも関わって、現在はチャイルドラインの運営やのびすく仙台を運営しているせんだいファミリーサポートネットワークの代表などネットワーク型の子育てや子どもの支援をしています。よろしくお願ひします。

今井委員

名取市からまいりました今井です。特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会に所属しています。協会の活動は県内の森林・森づくりという大きな仕事があります。

また、自然体験、自然観察などがあります。協会では広報部に所属し、ホームページの作成等を行っています。個人としては、一般の県民・市民の方を年間をとおして森林に案内し、森林のすばらしさを体験してもらう活動を行っています。今年は環境サミットが開かれるとともに、世界の流れが環境に重きを置いている時代です。森林と環境は大いに関係があるので、そういった私の立場でこの委員会に積極的に提案していきたいと思います。よろしくをお願いします。

佐藤委員

河北新報社編集局夕刊編集部佐藤です。かつて報道部や学芸部の記者時代にNPOの方々に関わりをもって取材活動をしていました。現在では夕刊の紙面の中でNPOの方にエッセイや情報欄を担当していただくなど、日々関わりを持たせていただいています。個人的には、仙台市内で活動するNPOの会員として参加している関係からNPOにはかねがね関心を持っています。私の立場からここで御意見を申し上げられればと思っています。よろしくをお願いします。

滝口委員

柴田町の滝口です。柴田町は仙台から30分。39,800人の町です。住民が主役のまちづくりをキャッチフレーズに、住民参加・住民協働を進めています。残念なのは、町民、職員、議会、住民がまちづくりに参加することへの抵抗があることです。それを打ち破ろうと山田先生に御一緒していただきながら、住民自治基本条例の制定に向けて4年を要しています。まだまだ、議会との調整がありますが、こうしたNPOなどが地域の中で自由に活躍できるまちができてこそ、初めて住民参加・住民主役のまちになるので、そこに歩を進めていきたいと考えています。いろいろな方々の御意見を聞きながらまちづくり

に活かせればと思い参加しました。よろしくをお願いします。

石井山委員

石井山と申します。所属は東北大学教育学部で教育畑の人間です。とりわけ専門は成人継続教育論です。大人の学びの領域になります。社会教育行政を中心に調査をしてきました。NPOの活動の17分野に入っている領域です。社会教育行政は、行革の中でかつてない厳しい状況にありますが、一方では大人の学びを支えていく仕組みが社会教育行政を離れたところに沢山あることから、ここ5~6年はNPOの調査を少しづつしています。宮城は2年目でして、地域の実態を良く分かっていない状況ですので、皆さんから学んでいきたいと思っています。よろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございました。今回の改選に当たり2名の方に公募委員として就任いただいています。森山委員、今井委員のお二人になりますので、よろしくをお願いします。

(事務局職員紹介)

本日は、新委員によりまず初めての委員会となりますので、会長及び副会長の選出をお願いします。選出までの間、森NPO活動促進室長が進行役になります。

森NPO活動促進室長

会長、副会長の選任につきましては、お手元の資料2「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」の第16条により、委員の互選により定めることとなっています。どなたか御提案がありましたらお願いいたします。

(事務局案との意見あり)

それでは、事務局で御提案させていただいてよろしいでしょうか。

了解あり

それでは、事務局案といたしましては、平成19年11月まで会長及び副会長に御就任いただいております、山田委員に会長を加藤委員に副会長を引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(賛同の意見あり)

それでは、御賛同いただきましたので、会長には山田委員、副会長には加藤委員ということをお願いいたします。

なお、本日、加藤委員は御欠席となっておりますが、加藤委員からはどなたも副会長をされる方がいない場合は、お引き受けいただくということを予め、確認させていただいております。

促進条例第16条にありますとおり、会長がこの会議の議長となりますので、山田会長には恐縮ですが、会長席にお移りいただきたいと思っております。

事務局

それでは、ただいま御選出されました山田会長に一言、御挨拶をいただきたいと思っております。

山田会長

会長に御指名いただきました山田です。改めて一言申し上げます。前の委員会に引き続いてということですが、実は平成10年12月に県の条例ができる時から、この条例制定に当たっても私が委員長をさせていただきました。その時からずっとこういった役をさせていただいております。本当は若い方にどんどん循環していくのが良いと申し上げてきましたが、ここまで来てしまいました。新しく

変わらなければいけない時代の中で、抵抗感を持っていますが、もう一期務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

宮城県のNPOの促進は、平成10年或いは11年から始まっています。当初、委員の間でもNPOに対する認識の違いがあったり、行政と市民のNPOに対する認識のズレがありましたように、当時は今とは全く違った、異なった認識がありましたが、今はお互いかなり理解ができて一般化されてきた気がします。それから、当初はボランティアなものとビジネスというNPOに係る概念がうまく擦り合わなくて、大きな議論になったと思います。今は皆さんの中で整理され定着してきた気がします。

しかし、NPOの重要性が認められる一方で、維持・役割の難しさが言われるようになり、まだまだ解決しなければいけない課題も新たに沢山出てきている時代を迎えています。NPOの促進に係る三期目と申しますか、新たな方向を見つけ出していかなければいけない時期にきていると思います。県立大学におりますと県財政の大変厳しい状況をひしひしと感じており、思い切ったことは言えませんが、今回新しい委員の皆様も沢山入られておりますので、新しい感覚で新しい宮城県のNPOの活動促進に向けての御発言をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、山田会長にこれからの議事進行をお願いいたします。

山田会長

それでは、早速議事に入ります。次第の5の宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会委員に係る指名についてですが、先に事務局から説明願います。

事務局

資料6を御覧ください。宮城県では平成16年度から県有遊休施設等の有効利用によるNPOの活動拠点づくり事業を実施しています。活動拠点の確保を望むNPO法人、公益活動を行う団体に対しまして、施設の自主管理を含めた利用計画を公募・選考して一定程度の貸付料を徴収して貸付を行うことにより、NPO活動の促進を図るものです。貸付期間は原則5年間です。5年後に施設の利用が計画どおり行われているかの評価をし、計画どおり利用されている場合には、さらに5年間貸し付けを行い、最長で10年間貸し付けるものです。現在6施設ありますが、岩沼の施設については、これまで借りていた団体の代表者の都合のため、事業の継続が困難になり退去の届け出がありました。よって、6施設中1施設が空いている状況です。この岩沼の施設については、新たな借受団体を募集しているところです。

借受団体の選考とそれぞれの活動の評価を行うことを目的として、本委員会に部会を設けています。部会委員の任期が平成19年11月末をもって終了したため、今回新たな委員を選定することになります。部会委員につきましては宮城県民間非営利活動促進条例第17条の規定により、部会だけに属する委員と本委員会と兼ねる委員の二つの区分となっています。いずれの委員についても会長が指名することになっていますので、お諮りするものです。事務局としましては、資料5のとおり部会だけに属する委員を3名、本委員会と兼ねる委員を1名の方をお願いしたいと考えておりますので、御指名いただきますようお願いいたします。

山田会長

資料5のとおり委員をお選びすることによってよろしいでしょうか。御意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

なお、資料6の施設に係る事業についての御質問はありませんか。

それでは、特に意見がないようなので、事務局から提示のあったとおり、部会委員として青木さん、宗片さん、武田さんを指名し、部会に属すべき本委員会の委員に石井山委員を御指名したいと思います。石井山委員どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、次第6報告事項を事務局からお願いします。御意見・御質問については項目毎にお願いします。

事務局

資料1をご覧ください。宮城県民間非営利活動促進基本計画につきましては、平成12年10月に策定し平成17年9月に改訂しております。この計画の中で、5年を目途として見直しすることとされていますので、今後平成22年度に見直しを予定しております。

基本計画の目次の次のページをお開き願います。宮城県民間非営利活動促進基本計画施策体系図ではありますが、「協働による市民が主体となった社会システムの確立を目指して」を目標とし、基本方針として「NPO活動の支援・促進」と「NPOとのパートナーシップの確立」を掲げております。この基本方針には、その実現のための施策の柱を掲げております。「NPO活動の支援・促進」については、「1 NPOの活動の促進体制の整備に関する施策」、「2 NPOの自立促進に関する施策」、基本方針の「NPOとのパートナーシップの確立」については、「1 NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策」、「2 NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」をそれぞれ掲げております。これら、基本計画に沿った平成19年度の事業概要につきましては、資料7により、御説明申し上げます。

資料7を御覧願います。

宮城県の特定非営利活動法人の認証状況で

すが、2ページをお開きください。平成20年1月31日現在で、平成10年度から平成20年1月末までの認証数は510となっています。平成15・16年度が80件を超えていましたが、その後は減少しています。活動分野別法人数については、福祉、まちづくり、環境保全等の分野別で473法人となっています。既に解散した32法人、所轄庁変更4法人、認証取消1法人を除いた法人となります。法人によっては複数の活動分野を定款で定めていますが、主たる活動分野で分類しています。圏域別法人数ですが、仙台市301法人、仙台市を除く仙台圏域50法人、石巻36法人、仙南26法人、大崎27法人、気仙沼・本吉13法人、登米10法人、栗原10法人となっています。こちらについても、解散法人等を除いています。また、主たる事務所の所在地で分類していますが、その法人の活動エリアで区分したものではありませんので留意願います。

1ページに戻りまして、施策の柱の「1 NPOの活動の促進体制の整備に関する施策」としましては、みやぎNPOプラザの指定管理者による管理・運営を行っております。みやぎNPOプラザにつきましては、その機能としての情報収集・情報提供機能、相談・コーディネート機能、調査研究促進機能、地域連携機能、共同利用機能、交流機能、ふれあい機能、事務ブース機能を有しています。NPOプラザにつきましては、平成17年度から指定管理者制度を導入し、大久保委員が代表を務めます、特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるにお願いしています。具体的な事業概要につきましては、3ページをお開き願います。

平成19年12月末現在の運営状況ですが、(1)施設見学からレストラン利用までのみやぎNPOプラザ利用状況については、平成18年度に比べ増加しています。事務ブース、ショップ利用が増加したことによります。プ

ラザの概要につきましては、資料としてお配りしています「をむすび案内帳」の平面図のとおりです。

(2)会議室利用状況ですが、平成18年度に比べ増加しています。

(3)貸し事務室等ですが、貸し事務室、レストラン、ショップを貸し付けています。使用団体、月額の使用料、使用期間は資料のとおりです。現在、貸し事務室2室に空きがあり、3月31日、5月31日に貸し付け満了となる事務室やレストランがありますので、入居団体を募集しているところです。募集期限は平成20年2月29日までとなっており、公開ヒヤリングを経て選考する予定です。公開ヒヤリング及び選考は3月5日を予定しています。

(4)NP・O結びサロンですが、先ほどの平面図にあります、交流サロンについて優先的に使用できることとされていますので、これまで、「ハンディのある人と協働で行う仕事おこしフォーラムin仙台」から「宮城宅老連絡会創立記念フォーラム」の5回に使用しています。「人生のキャリアを活かす！ボランティア情報サロン」については、2回目以降はNPOプラザの主催事業として開催しています。

(5)ボランティア情報サロンについては、7回開催し106人が参加しています。その内容は、体験談の発表、情報収集、参加団体からの活動状況紹介になっています。

(6)県内NPO支援センター情報交換会ですが、10月18日に開催しています。県内のNPOを支援するセンターの職員による情報交換を行いました。2回目は2月21日に予定されています。

(7)シンポジウムですが、「事例から検証！NPOが担う指定管理者～行政との協働、市民へのサービスを考える～」として、指定管理を担っているNPO法人へのアンケート調査結果、事例発表、パネルディスカッション

となっています。

無料相談対応ですが、NPO等窓口相談対応109件、会計・労務・団体運営無料相談48件となっています。

人材育成講座ですが今年度12回、税務会計講座については11回の開催を予定しています。12月までの講座へは、人材育成講座が145人、税務会計講座は120人が参加しています。

地域連携交流事業ですが、仙台を除く圏域でNPOの理解促進と地元団体間のネットワークを広げるための交流会を開催します。地元のNPOを支援するNPOとの連携で行っている事業です。石巻地域は既に終了していますが、大崎、仙南、気仙沼・本吉、栗原、登米地域の6地域での開催を予定しています。

みやぎNPO情報ネット運用ですが、ホームページ上でNPOの情報を発信していますが、その訪問者数が、188,096件、ブログ版は情報エントリー数が102、メールマガジンの総登録数が83件となっています。広報では、「One To One」を隔月で3千部を発行し、その他に杜の伝言板ゆるるさんが毎月8千部発行している広報誌にもプラザページとして1ページに情報を掲載しています。

図書委託販売ですが、平成19年度から新たに取り組んでいます。県内を拠点に活動するNPOがミッション達成のための調査・研究等の成果物として作成した図書類をみやぎNPOプラザにて委託販売するものです。これまでの申込件数は4件となっています。

資料7に戻りまして、地域連携交流事業ですが、みやぎNPOプラザの事業として御説明させていただきました。

NPOマネジメントサポート事業ですが、中間支援組織であるNPOを支援するNPOの職員を対象としたスキルアップセミナーを開催しています。

施策の柱の「2 NPOの自立促進に関する

施策」につきましては、広報・啓発として、各種情報をインターネットを通じて情報提供する「みやぎNPO情報ネット」の運用、「みやぎNPOプラザ情報誌のワンツーワンの発行」そして、「月刊ゆるるへのNPOプラザページ」の掲載をみやぎNPOプラザの事業として実施しております。

人材育成としましては、「みやぎ出前講座等によるNPO法人等の理解促進」ですが、これは法人化を目指す団体、市町村等の要請に基づき現地を訪問しNPO法人制度等について説明するもので、今年度は3回対応させていただいております。

NPOマネジメントサポート事業ですが、A3版のパンフレットを御覧願います。NPO等を対象とした経理・財務、労務管理等の講座を県内各圏域で18回、中間支援型NPOの職員を対象としたスキルアップセミナーを2回開催しております。この事業につきましては、大久保委員が代表を務めます、特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるさんとの協働により行っております。

人材育成に係るNPOプラザでの人材育成講座・相談会開催及びミドル&シニアのためのボランティア情報サロンにつきましては、再掲となりますが、みやぎNPOプラザのところで説明させていただきました。

財政的な支援制度ですが、NPO夢ファンドとNPOサポートローン事業として支援しております。NPO夢ファンドにつきましては、現在、助成団体を募集している内容となっておりますが、平成19年度は人材育成支援プログラムとして、団体の運営等に携わる人材の研修に要するに経費を助成しております。ステップアップ支援プログラムにつきましては、非常に公益性の高い事業を実施するNPOに対して助成しております。スタートアップ支援プログラムにつきましては、新規事業の立ち上げや、これから活動を始めるNPOへの初期費用の一部を助成しております。

実績につきましては、人材育成支援として2団体に30万円、ステップアップ支援については3団体に300万円、スタートアップ支援としては6団体に120万円を助成しています。なお、NPO夢ファンド事業につきましては、加藤委員が代表理事を務めます、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターとの協働で行っています。平成20年度の助成に当たっては、ステップアップ支援が3月11日、組織開発・スタートアップ支援が4月8日の申込期限となり、決定に当たっては、公開コンペを経て決定します。

NPOサポートローンですが、国、自治体、公益法人等から委託金、助成金、介護報酬等の公的資金について、1年以内の受給が確定しているNPO法人を対象に、年1.7%の金利で公的資金が支払われるまでのつなぎ資金を融資するものです。県が1千万円を東北労働金庫宮城県本部に預託し行っている事業です。本年度の現時点での実績は、2法人に2150万円を融資しています。

県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点作り事業ですが、先ほど御説明したとおりです。

施策の3「NPOと行政のパートナーシップに関する施策」ですが、県との間では平成18年度の実績は、情報・意見交換が13事業、政策・企画立案への参画が3事業となっています。

公募等による各種審議会等への参加促進ですが、県の附属機関等138のうち13で公募による委員を委嘱しています。

NPO推進事業発注ガイドラインによる業務委託の推進ですが、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指して県のNPOへの業務委託を推進するために、特にNPOが実施することが適切な事業を毎年3月に翌年度の事業を選定し、NPOに発注しているものです。NPO推進事業発注システム事務フローにありますとおり、特定非営利活動領域か

ら枝分かれしていますが、一つはNPOに関わらず企業など競争性を持って発注する、一般発注事業になります。もう一つは、NPOに発注することが特に向いている事業について、NPO推進事業として選定し発注するものです。契約方法はNPOの特質を考慮し選択でき、NPO間の価格競争、企画の内容によって決定するプロポーザルによる選定、事業を実施するためには契約の対象となるNPOが一つしかないなどの場合が特命契約となります。契約執行に当たってはその配慮措置があり、予定価格の事前公表、契約保証金の一部を免除することができます。平成19年度の実績は、14事業で1,916万円です。IT、環境、男女共同、NPO、子ども、河川の保全と分野が限られている傾向にあります。本年も3月にNPO推進事業を選定する会議を予定しておりますので、選定事業が増加するよう努めていくこととしております。

県の平成18年度の実績ですが、業務委託が35事業です。そのうちNPO推進事業が13事業となっています。NPO推進事業以外が22事業ですが、事業に選定されなくとも、通常の手続きで契約しているものが多い状況です。

補助金・助成金制度については6事業です。主なものは、地域福祉に関する事業を実施しようとしているNPO等に運営費及び備品整備費等を補助するものです。

情報交換・意見交換は13事業です。主なものは、精神障害者の長期入院者の退院支援や地域ネットワーク会議における交換を行っているものです。

政策・企画立案への参画は3事業あります。主なものは、リハビリテーション協議会の支援・研修部会の委員として意見をいただいているものです。

共催・後援は7事業あります。主なものは、「世界エイズデーみやぎ・せんだい」をNPOとの共催により開催しているものです。

実行委員会は2事業あります。水シンポジウム2006インみやぎ、第4回おおさき100km徒歩の旅実行委員会への参画になります。

事業協力は14事業です。「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」、「子どもの生活リズム向上全国フォーラム」への参加型ブースの運営等になります。

その他は3事業ですが、白石川自然観察会を総合学習として開催しているので、その支援を行っているものです。

続いて、NPO推進事業評価シートに基づく事業評価につきましては、NPO推進事業発注ガイドラインにより発注した業務委託について、委託者側である県、受託者側であるNPOそれぞれが事業の自己評価を行い、その結果を共有し事後の改善につなげることで、NPOと行政との協働の一つである「委託」が本来期待される効果をあげる事を目的として実施しております。平成19年度NPO推進事業の評価の結果につきましては、平成20年度中に取りまとめる予定です。

中間支援組織との連携としまして、再掲になりますが、みやぎNPOプラザ事業の中で地域連携交流事業として県内6地域で、NPOの理解促進とネットワークの拡大を目的とした交流会等を開催する予定です。

施策の柱「NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」の「市町村の協働実績」ですが、平成18年度の状況ですが、業務委託104事業、補助金・助成制度92事業、情報・意見交換、政策・企画立案への参画、共催・後援、実行委員会、事業協力で193事業を行っているところです。しかし、業務委託を行っている市町村17に対し行っていない市町村が19。補助金・助成金の制度を有している市町村18に対して有していない市町村が18。補助金・助成金以外の支援策を有している市町村19に対して有していない市町村が17となっており、

それぞれで約半数の市町村が協働していない状況となっています。

最後のみやぎNPOグッドスペースナビにつきましては、民間不動産の賃貸を希望するNPOの申込に基づき、インターネット等を通じて不動産会社に情報を提供し、NPOが効率的に活動場所を探す支援を行っています。平成19年度の賃貸希望の新規登録につきましては2件ありました。

山田会長

宮城県民間非営利活動促進基本計画の骨格の説明があり、その施策体系に基づいて平成19年度の事業の実施状況について説明がありました。御質問あるいは御意見がありましたら、お願いします。

みやぎNPOプラザの運営に当たっては別に運営委員会が、NPO夢ファンドに関しても選定の委員会が、県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点づくり事業についても拠点部会があり、それぞれ委員会等を設けて運営されている部分があります。

小澤委員

NPOと行政のパートナーシップに関する施策の県の協働実績ですが、口頭での説明はありましたが、協働の内容に係る資料を提供いただけると、事業全体の概要がわかったり、新たな課題を見つけらることに繋がるかもしれません。質問になりますが、県のどこかにアクセスするとこの情報は開示されているのですか。

森NPO活動促進室長

NPO活動促進室のホームページ上で、平成18年度の協働実績の調査結果を公表しています。平成19年度の調査は夏ぐらいですので、次回の促進委員会までにまとまっていきましたら、資料として御用意します。分量が多くてホームページで御覧いただくのが効率

的なことから、本日は御用意せずに代表的な数字を説明させていただきました。

山田会長

NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策は、初めての説明であるので、今のような御質問が出たと思いますので、一覧表だけでも資料として配付していただきたいと思います。

森NPO活動促進室長

市町村まで広げますと、保育所に対する補助金なども一覧表に出てきますので、かなりの件数となります。

山田会長

中身をイメージできないので、どんなことかということになると思うのですが。

森NPO活動促進室長

平成18年度分につきまして、後ほど郵送させていただきます。

山田会長

これら協働事業は、NPO活動促進室の予算とは別の事業になりますか。

森NPO活動促進室長

それぞれの補助金、委託事業を所管している各部各課で予算を措置して行っているもので、NPO活動促進室の予算ではありません。

山田会長

これは初めて見る気がしますので、内容について別途お知らせいただければと思います。ほかにありませんか。

大久保委員

県協働実績の業務委託は、35件中13件がNPO推進事業ですが、残りの22事業の

事業内容と契約方法はどのようになっていますか。企業との競争入札が多いとか。その辺からNPOが置かれている状況が見えてくるのではないかと思います。

森NPO活動促進室長

22事業については、環境政策課のグリーン購入普及促進業務を1者の随意契約、県民の森管理事業はプロポーザル方式の随意契約で公共施設の運営管理を行っています。男女共同参画推進課では、男女共同参画に関する県民意識調査を1者の随意契約で行っています。調査ですとかシンポジウム・セミナーの運営、子ども家庭課のチャイルドラインみやぎさんに相談事業委託しているものですが、資料整理・調査研究、河川環境の維持などの専門的な調査を行っているものがあります。契約はプロポーザル方式による指名、1者随意契約がほとんどの内容となっています。

大久保委員

NPO推進事業とそれ以外の委託事業は、はっきりと分かれていないような印象です。NPO推進事業に選定されていなくとも、NPOが行うと効率・効果が高い事業が含まれている感じを受けました。すみ分けはどのようになっていますか。

森NPO活動促進室長

特にすみ分けは、こちらを意識していませんが、1者の随意契約でNPOに発注している事業が多く見受けられますので、これらは通常の方式で発注するよりは、特殊なところがあるのでNPOに発注するなどの理由でNPO推進事業に選定されれば、発注しやすくなる場合もあるので、過去に1者の随意契約でNPOと契約したような事業については、来年度はNPO推進事業に選定してみませんかということで、働きかけをしていくことで考えています。

大久保委員

NPO推進事業としての庁内の職員の方の理解の統一がなされていないのではないかと感じましたが、NPOならではの見方をし、委託されている事業が進んでいると捉えれば、それも評価ではないかと思えます。

小林委員

国の施策から見て、子育て支援の分野では最近NPOが行っていた事業を国が補助事業として制度化することが多く、広場事業ですとかファミリーサポート事業がそうなんです、逆に制度化されて使い勝手が悪くなる面もあります。

大分前ですが、NPOからの事業提案を県がなさったことがありました。NPOは先に行わなければならないことをキャッチする能力が大きい場合があるので、それを県の施策に反映するののも一つの方向としてあると思えます。もう一つは県の施策に必要なからこの事業が必要で、そのためにはどのNPOに委託なり、公募するなりするのが良いのかという二つの方向があると思えますが、現在はどちらかと言えば行政主導ではないかと思えます。実際に委託を受けた場合に、どの程度話し合いをして良いのか、又はその時点ではほとんどのことが既に決まっていることがあります。ですから、二つの方向のどちらなのかを県がきちんと認識をもたれて、発注されればと思えます。

それから、拠点についてですが県の通町分庁舎が閉鎖されるために、各種協議会などが事務所を失うとの情報を聞いています。風評で確実なところはわかりませんが、その受け皿としてみやぎNPOプラザのブースやリソースセンターにもブースがあると話した行政職員がいるようで、NPOの活動拠点として整備したところに、半分公的な外郭団体が入ってきた場合の選考基準を定めるなどの対策

が必要ではないかと思えます。関係機関と連携するなどしていただきたい。

森NPO活動促進室長

通町分庁舎に係る件ですが、全く聞いていないことでしたので参考にさせていただきます。

行政主導で進めている業務委託はある程度決まっている事業や幅を持たせて発注する事業もあると思えますが、NPO推進事業であれば、振り返りの場を持つようお願いしています。事業が終了してから、意思疎通ができなかった点、意見交換ができれば良かった点、うまくいかなかった点について、振り返りの場を必ず持つようにとってきています。それだけではなくて、途中の段階での意見交換もできれば素晴らしいことです。NPOからの事業提案が過去にあったと伺いましたが、そういった場を設けるかどうかは別にして、事業をしていない中でも子供であれば子ども家庭課のように担当課が必ずあるわけですから、そこと是非意見交換するなど行政としては聞く耳を持って欲しいので、庁内のNPOパートナーシップ推進員が集まる会議やその上の方が集まる会議において、NPOは行政にとっては聞きづらい意見をも発言するが、NPO独特の先進性・先見性からくることで、課題を先取りしている意見だから積極的に聞いて欲しいと呼びかけていますし、今後も呼びかけていくなど、庁内体制をしっかり整えていきますので、積極的に御意見を発言していただきたいと思えます。

山田会長

NPO側との意見交換の点についてのお答えがありました。かつてのNPOからの事業提案は、全て事業化できないこともあるので聞いても困る側面もありますが、やはりそのような関係も考慮していただくと良いと思えます。今後に向けて御検討いただきたいと思

います。

協働に対する県の全体的な考え方を整理してはどうかということもあったかと思いますので、協働全体に対する整理をしていただいて、次年度なりそれ以降に取り組んでいただければと思いました。

佐藤委員

NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策のところでも市町村協働実績の説明がありました。基本計画の体系図では市町村、議会、企業、大学・研究機関、シンクタンク、各種団体とNPOとのパートナーシップを推進するとなっていますので、市町村以外の団体との推進に係る事業があれば御紹介いただきたい。

森NPO活動促進室長

各団体からのイベント情報等は広報・周知し協力しているところですが、それ以外に目立って何かしているかと問われますと御紹介できるものがない状況です。

滝口委員

一点目はこのような施策を実施されて、NPO活動の支援体制が整っているわけですが、実際は数が減っているのが実情です。数の問題だけではありませんが、中身が充実してきていると思いますが、施策を展開して宮城県のNPO活動は順調であると評価しているのかどうか伺います。

二点目は県庁内でのパートナーシップですが、事業を展開しているものの、県庁職員の意識の変革まで進みつつあるとお考えですか。

三点目は市町村も協働事業を行っていますが、市町村の協働は旧態依然の考え方や仙台のようにNPO等の活動が目につかないなどの問題があります。市町村の協働・NPOの支援体制の強化策について、平成20年度予算に反映されていると思いますが、平成19

年度事業を実施して、宮城県のNPO活動の促進策のどこに問題点があるのか、それをどう捉えているのかについてお話ししたいと思えます。

森NPO活動促進室長

一点目ですが、今年度の認証数は39ですが、ピークの時の年間80を超える認証数に比べると、非常に減っているイメージを受けます。それに加えて解散法人も出てきていますので、全てが順調ではないと、むしろ問題が出てきて解散に繋がる面もあると思えます。数が増えればよいとか数の問題だとは思っていませんので、活動したい団体が活動を初めて活動を続けていけるだけの状況を作ることがまず重要ですので、みやぎNPOプラザでの各種講座、各圏域で行っていますマネジメントサポート事業を来年度も継続していくなどして、順調にいけない部分の問題解決を図っていきたいと考えています。

二点目の県庁職員の意識ですが、御懸念のとおり業務委託から抜けきっていないのが現状ではないかと思っています。また、先進的な意見が多くて耳が痛いといったように聞く側の姿勢ですが、県の職員は忙しいものですから、時間を掛けて聞くことができれば、わかる話もあると思えます。しかし、時間のない中では理解できるところまで、聞くことができない状況にあると思えますので、県庁の担当者が集まる場で呼びかけていくとともに、現在募集しているNPO推進事業についてもNPOと協働していく必要性を言い続けていきたいと考えます。

三点目の市町村への取り組みですが、まちづくり、協働を課題に取り上げている市町村は非常に多いので、頑張っていきたいとの方向にはどの市町村も向いていると思えますが、住民・職員が付いてこないといった現状にあるのではと考えています。こういった状況に対しましては、市町村の担当課長会議を開催

しますので、県の考え方を説明しますし、NPOマネジメントセミナーにおいて市町村の職員に対してNPOの理解や協働を進めていく講座を設けていますので、そちらを引き続き行い、職員の体制を整えるのと同時に各市町村においてもNPOが活動を続けていける下地を作る必要がありますから、引き続き同様にNPOマネジメントセミナーを各圏域において講座を開催していきたいと考えています。

山田会長

あいさつのところで、NPOの促進に関して三つ目の段階にきていると申しましたが、そろそろNPO活動の促進に関する評価・総括をこの委員会の中でも行う時期にあるような気がします。この委員会で次期の宮城県民間非営利活動促進基本計画を検討することになりますが、それを前倒して評価・総括をする必要があるかなと思いました。

各市町村は協働の側面ではそれぞれ住民・市民参加としていろいろな取り組みを始めていますので、それを捉えて県として何をお手伝いできるか考えていく必要もあると思いますので、こちらからのメニューだけでなく、自治体が抱えている問題に県があるいは促進委員会がどんなことができるかの議論が必要かなと思いました。よろしく願います。

残り時間も少ないですから、先に進めさせていただきます。

平成20年度の主な実施事業について事務局から願います。

事務局

報告事項の平成20年度の主な実施予定事業から市民への説明要請について御説明します。

平成20年度の事業については、平成19年度の事業と全て重複しますので、ポイント

を絞って説明します。資料は予算の執行を伴う事業のみ記載していますが、NPO推進事業の発注ガイドライン等の事業については、予算を伴わずに実施していくこととしております。

特定非営利活動促進法施行関連事務ですが、NPO法に基づく法人の設立、定款変更等の認証事務と、各法人からの事業報告書を閲覧の用に供する事務などの法人の指導監督事務があります。指導監督の中でも事業報告書の未提出への対応ですが、法律に基づきまして事業報告書を年度終了後3か月以内に提出しなければなりません、これが守られていない場合に、県として督促に努める事務があります。この事務の中で、市民への説明要請を行っています。NPO法に定めるNPO法人の要件の中に特定非営利活動を主たる目的とする、営利を目的としていないことがあります。何を以て主たる目的なのか、また営利を目的としていないこととはどういったことなのか曖昧な部分がありましたので、事業費ベースでこれ位の規模であれば特定非営利活動を主たる目的としているというように明確にしました。これを認証時や運営時に指導していくのが大きな柱になります。本来NPO法人は所轄庁が直接指導するというよりも、広く市民に情報開示をして市民の目で監視をしてもらうことを趣旨としています。事業報告書が未提出の時に県と法人の間でのやりとりだけではなくて、なぜ提出しないのかを広く市民に説明をしてもらい、法人の現状を情報開示し、透明性を高める趣旨を充足していくために行っています。

以上のように、NPO法の施行関連事務としましては、法人の認証と指導監督が二つの柱となります。指導監督については市民への説明要請を併せて行っていることとなります。平成19年度から市民への説明要請を運用し、実際に市民への説明要請を行った法人の一覧については、配付しています資料のとおりで

す。事業報告書未提出で市民への説明要請を行ったのは22法人になります。事業報告書を提出しなければならない法人数は約400ありますので対象となる法人の約5%が事業報告書が未提出で市民への説明要請まで行ったことになります。尚かつ、行政罰である過料事件の案件となる法人として裁判所に通知した法人があります。事業報告書未提出法人はゼロであることが当然ですので、今後も引き続き事業報告書の未提出について指導していきます。また、事業報告書の内容の充実も県として考えていかなければならないと思います。既定どおりの書き方、内容ではPRツールの機能としては弱いとの意見をいただいていますので、これらを加味して実施してまいります。

民間非営利活動促進委員会運営費については、本委員会及び部会に要する経費です。平成20年度予算が前年度に比べて増加しておりますが、NPO活動実態調査及び意向調査を予定しておりますので、その調査項目の検討等で回数を増やしていることによります。開催に当たりましては、よろしく願います。

みやぎNPO夢ファンドですが、平成19年度の実施事業で内容を御説明しましたが、来年度も継続していきます。NPOに対する理解の促進についてお話がございましたが、県としましても理解を深めていただくために、様々なツールを用いて広報を行っています。その一つとして、宮城球場での楽天のホームゲームで試合開始前と試合途中で電光掲示板で県の施策をPRする宮城コマースタイムがあります。その中でみやぎNPO夢ファンドとみやぎNPOプラザをPRする予定です。それから新着情報みやぎ便という県政テレビを月曜日の午後7時55分から東北放送で放映していますが、3月10日にNPOプラザについて放送することとしております。放送内容はみやぎNPOプラザの紹介とそ

で行われている事業内容となっています。また、これまでも全戸配布の県政だよりにNPO活動の紹介をしておりますので、平成20年度も継続してNPOやNPOプラザについての理解促進に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

みやぎNPOマネジメントサポート事業、県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業、みやぎNPOサポートローンについても、今年度と同様に行っていきます。

NPO活動実態及び意向調査事業ですが、平成20年度の新規事業になります。平成22年度に予定している、宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しのための基礎データとするため、県内のNPO法人及びNPOの1000を超える団体に対して調査を実施する予定です。調査項目については、委員の皆様の見意見をいただきたいと思います。これまでとの経年変化を観る上で、団体の概要、活動内容、組織運営、財政状況などの基礎的なデータは前回と同様に調査することになると思っております。

一方でNPO法が施行されてから10年を経過し、法人認証数も500を超えている中において、様々な問題点が指摘されています。これまでの県の基本計画に沿った事業は、基盤強化ということで広くNPOを支援する内容でした。しかし、NPO法人制度は従前の社団・財団の反省の上に立った制度でしたが、公益法人制度が今年12月に施行されることから、NPO法人以外の選択肢が増えることとなります。それから指定管理者制度の導入による経費積算の問題とか運営上の課題が出てきています。また、地域におけるNPO活動では市町村の括りとして考えていますが、NPO法人の6割を抱える仙台市と少数の法人しかない市町村を一律のNPO支援として括って良いのかどうか。それぞれの地域に合ったNPO支援が必要なのではないのか。さらに、NPOだけなのか、地縁組織がある中

でのNPOの位置づけがどうなのかという課題もあります。そして、今の協働は委託事業が良い例ですが、県が敷いたレールの上を単にNPOをお願いしているのでは、NPOの先駆性・提言性が活かされた協働になっているのかどうか。NPO推進事業発注ガイドラインについては、委員からも意見がありましたが、元々はNPOが提案する事業があって、それを事業化して県とNPOと一緒に事業を推進していくという、NPO提案型の事業でした。それから、NPOに委託するに際しての基準が明確ではなかったことから、企業のように指名業者として登録もできない中であって、発注手続きを明確にすることを目的にガイドラインができました。それが本当にNPOの特性を活かしているのかどうか。以上の点についても調査項目として検討されるのではないかと考えていますので、平成20年度から検討に入りたいと思いますので、協力方よろしくをお願いします。

民間非営利活動プラザ費ですが、みやぎNPOプラザの運営費です。平成17年度から指定管理者制度を導入し、現在平成19年度末まで杜の伝言板ゆるるさんに指定管理をお願いしています。平成20年度以降の指定管理者の選定とその指定の作業を行ってききましたが、杜の伝言板ゆるるさんを平成20年度以降の指定者として指定しまして、事業内容について協議をしています。平成19年度事業内容の大幅な変更は考えていませんが、今後の話し合いの中で決定していきます。

山田会長

平成20年度の実施予定の事業についての説明に併せて、みやぎNPOプラザの指定管理者の選定、市民への説明要請の説明がありました。それから、平成22年度の基本計画の改訂に向けて、様々な調査をする中で、先ほど皆様からお話しのあった課題についても検討いただく時間があるということが報告さ

れました。御質問・御意見をいただきたいと思います。時間も残り少なくなりましたので、御発言のない方をお願いします。

石井山委員

この段階で修正ということではないのですが、今後に向けて検討していく課題として、意見を申し上げます。これだけ多彩な事業をされていながら、その事業に向き合うことだけではなくて、庁内の合意を作ることにかなり苦労されているとお話でした。そうであるならば、合意をどう作るかを事業に組み込む段階にきていると思います。10年間NPO法人を育ててきて、育て上げるだけではなくて、行政の中でNPOに担っていただく領域を増やしていくのであれば、良く指定管理者制度の中でNPOに指定管理者を担っていただくことによって、そのノウハウが行政から削られていくことが問題視されていますので、行政のNPOに向き合う力を高めていくことを施策の中に取り入れることが大事だと思います。今の事業は外に向けて、NPOに向けて、地域に向けて、市町村に関わる事業ですが、むしろそれに対応していく行政の力を高めていく事業、例えば職員研修のNPOへの委託や、中身を作ってもらうことによって、二次的、三次的に行政自体の力を高めていくことを考えていく必要が今後の課題としてあるかと思います。

社会教育でも似たような問題があって、青年の家は利用が少なく、指定管理者制度とするか廃止にするかという議論がされています。現場に行くと確かに人が入っていませんが、財政が厳しい自治体の場合は、高校の先生が担っているケースが多くて、彼らの話を聞くと青年の家は本当に素晴らしい施設であって、なぜ素晴らしいかと言えば、自分は高校の教員しかできなかったが、地域と繋がるとか何かをするにはこういった現場しかないと話していました。どんなサービスを作るかよりも、

教員としての資質を高めていくために非常に役に立っているという状況もあります。つまり、NPOの方々に職員を磨いてもらうような取り組みが今からは大事で、そのモデルやシステムを県が先駆的に作っていくことが市町村への波及の上でも意味があると思います。

山田会長

庁内職員の認識と行政の力を高めていくための具体的なプログラムとその検討を含めていただいたらどうかという意見でしたが、最後にまとめて事務局から意見をいただくこととします。

今井委員

市民への説明要請が非常に大切だと伺い私も同感です。市民への説明要請を行った法人は一覧表に記載されていますが、事業報告書を提出しなかった理由を県ではどこまで掴んでいますか。具体的な内容がわかると、これからNPO法人を立ち上げようとする方の参考になると思うのですが。

森山委員

盛りだくさんの内容で、これから勉強していきたいと思います。

成田委員

これまでNPOに関わらせていただいたのが、全体としてこのような事業であったと初めて知り、県庁の皆さんの御努力・御尽力の成果だと思っています。3点ほど意見を申し上げます。

一点目は会長の話にもありましたが、10年目を迎えて次のステージに入っていると感じています。持続可能性という言葉が昨今地球の環境の面でも言われていますが、NPOも持続可能性という課題に直面していると思います。県では市民への説明要請として施策に揚げられていますが、ボランティアなNP

O活動から言えば情報開示は最低限必ずしなければならない。それができない場合は既に淘汰の段階に入ってきていると考えています。ですから、市民へ説明を要請するのは勿論ですが、市民に対して情報開示ができない理由や団体を詳らかにする段階にきていると思います。

二点目は、誰に対しての施策かという切り口を整理すると、どこに重点を置くかのプライオリティがはっきりしてくると感じています。次の段階としては私は企業と関わっている関係で、企業もNPOとの協働、コラボレーションについて非常に悩んでいる状況です。その橋渡しなりのプラットホームを作っただけだと非常に良いと感じています。例えば、ファンドの中で企業からの寄附がありますが、実際にどのくらいの企業がいかほど寄附しているのか、これは税制の観点からここでの議論では収まらなくなりますが、NPOならではの斬新な意見という意味では、その辺の切り口も考えていただきたいと思います。

三点目ですが、会計講座の講師をしてみても、どのようにして税金を納めるのか、どのようにして情報を開示していくのかと皆さん非常に熱心ですので、今後一層の情報提供を進めていただけるとありがたいです。

山田会長

その他意見がある方がいなければ、まとめて県から説明願います。

森NPO活動促進室長

情報開示の件ですが、開示しないことは詳らかにすべきとの御意見でしたが、市民への説明要請に該当してしまったところは、事業報告書の公開・開示の義務を怠った法人です。こちらについては、開示していない法人として法人名とともに、市民への説明を要請していることをNPO活動促進室のホームページで明らかにしています。また、回答をい

ただいた内容も同様に公表しています。事業報告書を提出しない理由ですが、本体事業が忙しくて手が回らない、事業報告書の作成等の担当者を置いていたが、担当者が病気になったとか忘れていたため提出できなかったという理由が圧倒的に多いです。本体業務に目がいきがちで、情報開示や事務が滞っている状況ですので、平成20年度もマネジメントセミナーを引き続き開催するとともに、NPOプラザでの会計講座、労務管理講座を充実して行く必要があると考えています。

企業に対しての働きかけですが、企業への寄附の働きかけはNPOにとっても非常に重要です。企業向けの情報誌にNPOの情報を載せる機会がありましたので、CSRの手法がわからない企業向けにNPO夢ファンドへの寄附や支援するNPOが具体的にあるのならそこを支援することをとおして社会的責任を果たしていくツールもあることを御紹介させていただくなど、こういった働きかけを今後も続けていきます。

庁内への働きかけについてですが、職員研修をどこまでできるかは難しいところですが、NPOマネジメントセミナーの中で、県職員・市町村職員向けのNPOとの接し方や協働の手法についての講座がありますので、こちらへの参加を一層促していきたいと考えます。職員研修のプログラムが組めるかということもありますが、NPOの方々に触れることで、庁内の職員を磨くとの御意見はごもっともだと思います。県庁内でもNPOの方や民間の方による一般的な研修も行っています。環境生活部でも、山田会長を講師に招いて職員研修を行うことにしていますので、そういったことで、職員を磨くことを考えていきたいと思えます。

三部環境生活部長

来年度、NPOの活動実態に係る調査の実施に伴い、各委員さんから意見をいただいた

きました。今後詰めなければなりません、私の意見としては500近い法人の活動の成果と課題の部分、また、こういった面で県職員が関わっているのか、或いは行政と企業の間立つ新しい役割でもあるNPOですが、素晴らしい成果を上げているNPO、課題を抱えて苦戦しているNPOがあると思うので、その中で県や市町村からの事業委託がどのように絡んでいるのか、こういった点を実態調査の中で明確にしていくことによって、県職員、市町村職員、NPOがそれぞれになるのか共通してなのか、新たな知識を得ていく必要があるのかどうか、そういったことを次のステージの中でと考えています。

青少年の健全育成などについて財団法人に委託しまいがちなところがありますし、各地域では空間的な場がないこともあって、先ほどの青少年の育成施設の活用の仕方、指定管理者も含めて、様々な状況の中で起きていますが、青少年の健全育成などほかも含めまして、或いは公益法人の制度改革も見据えながらNPOの個々具体的な中で、累計化し、県職員のレベルアップ、環境、青少年、農業、産業などのいろいろな分野を含めて整理していきたいと思えますので、基本計画見直しのスケジュールの中で、御意見・御指導をお願いします。

山田会長

皆さんからいただきました課題を次年度から議論・検討いただく機会があるとお話がありましたので、よろしくをお願いします。

この委員会の記録は、皆さんにも御確認いただいた上で公開されますので、その旨お伝えします。

報告事項に係る質疑は終わらせてよろしいでしょうか。

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

基本計画の見直しのお話がありましたが、具体的なスケジュールを御説明します。平成20年度に実態調査を実施し、その結果を平成21年度には本委員会に報告の予定です。その後、大筋の基本計画を定めて県民の皆さんから意見をいただくプロセスであるパブリックコメントを経まして、平成22年度の議会への提案を予定しています。この流れを踏まえまして、本委員会は平成20年度に2回程度、平成21年度は7回程度、最終案の検討になりますが平成22年度の第1四半期に最終案をまとめる予定となっています。具体の開催日につきましては、皆様のスケジュールを調整の上、決定いたしますので、心積もりということで、よろしく申し上げます。

山田会長

平成20年度以降の予定について報告がありましたが、質問はよろしいですか。なければ本日の委員会の議事を終了いたします。いろいろな御意見ありがとうございました、またよろしく申し上げます。

事務局

大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、平成19年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。